

2019年12月6日

各位

自己株式立会外買付取引 (ToSTNET-3) による自己株式の買付に関するお知らせ

当社は、2019年2月13日付「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」において、2019年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議した旨、公表したのち、2019年9月2日にその具体的な取得方法を決定した旨、お知らせいたしましたが、本日、再度下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日(2019年12月6日)の終値1,512円にて、2019年12月9日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNET-3)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 230,000株(上限)

(発行済み株式総数(自己株式を除く)に対する割合約0.5%)

- (3) 株式の取得価額の総額 347,760,000円(上限)
- (注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により一部又は全部の注文の執行が 行われない場合があります。
- (注2) 取得予定株数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

3. 取得結果の公表

2019年12月9日 午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

なお、自己株式立会外買付取引 (ToSTNET-3) による自己株式の取得総数及び取得価額の総額が、2019年2月13日の取締役会で決議した取得し得る株式の総数及び株式の総数及び株式の取得価額の総額の上限のいずれにも達しない場合、自己株式立会外買付取引 (ToSTNET-3) により取得した株式の総数及び取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限として、市場買付けによる自己株式の取得を取得期間において継続する予定です。

(ご参考)

- 1. 自己株式の取得に関する決議内容(2019年2月13日公表分)
 - (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 110万株(上限)

(発行済み株式総数(自己株式を除く)に対する割合約2.3%)

- (3) 株式の取得価額の総額 14億円(上限)
- (4) 取得期間 2019年2月14日から2019年12月31日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け
 - ①取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け
 - ②自己株式立会外買付取引 (ToSTNET-3) による市場買付け
- 2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計(2019年12月6日現在)
 - (1) 取得した株式の総数 580,500 株
 - (2) 取得価額の総額 690,786,000円

以上